

社会福祉法人 嵐山寮 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、ワーク・ライフ・バランスを保つ働きやすい雇用環境の整備を行うため、また女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. **計画期間** 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. **次世代法・女性活躍法に共通する目標**【1(1)イケ・②の区分に関する数値目標】

目標1：子の看護休暇・介護休暇日数を賞与算定期間に加え、毎年前年比110%取得を目指す。

<対策>

- 令和2年4月～ 育児介護休業規則を改定、職員へ周知
- 令和3年4月～ 前年度取得実績を算出

3. **次世代育成支援対策推進法に基づく目標**【2(5)に関する数値目標】

目標2：学生のインターンシップ受入を積極的に行う。毎年1人以上実施する。

<対策>

- 令和2年4月～ 受入プログラムを策定
- 令和3年4月～ 本格運用開始

4. **女性活躍推進法に基づく目標**【①の区分に関する数値目標】

目標2：全パートナー職の子供の年齢を再確認し、毎年3月（計画期間中5回）に
総合職への復帰が可能か確認する。

<対策>

- 令和2年4月～ 実施に向けた準備開始
- 令和3年3月～ 確認開始